

2023年3月27日

内閣府特命担当大臣
(防災担当)

谷 公一様

一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会
代表理事 吉川 祐



難病患者等への災害対策に関する要望

私ども日本難病・疾病団体協議会は、難病・長期慢性疾患、小児慢性疾患等の患者団体及び地域難病連で構成する患者・家族の会の全国組織です。

内閣府におかれましては、災害対策基本法の一部を改正し、避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成を区市町村の努力義務とするなど、災害時の障害者への対応等に取り組みいただいていることに心より感謝申し上げます。

弊会では、避難行動要支援者の把握状況や避難行動要支援者名簿、個別避難計画などについて各自治体の取り組み状況を、昨年2月から3月にかけて全国のすべての市町村（1741団体）を対象にアンケート調査を実施し、553団体から回答をいただきました。（回収率：31.8%）

その結果を踏まえて、より一層の取り組みをお願いいたしたく以下の要望をさせていただきます。

記

1. 指定難病及び小児慢性特定疾患の受給者名簿を都道府県から受け取っているか質問したところ、「受給者名簿を受け取っていない」と回答した自治体が63.3%と非常に多いことが分かりました。個別避難計画を作成するにあたって必要となる患者の情報を、都道府県等の難病担当課と市町村等の災害担当課が連携して収集していただくよう、各自治体を指導してください。
2. 難病患者等の避難行動要支援者名簿への記載については、「指定難病患者は名簿の対象になっていない」が30.6%、「小児慢性特定疾患患者は名簿の対象になっていない」が33.3%で、難病の患者等の名簿への記載が「門前払い」になっている現状があり、このようなことのないよう各自治体を指導してください。
3. 難病や慢性疾患を抱えた患者が避難できる福祉避難所の設置が遅れている現状が明らかになっています。また、「避難所の運用マニュアルに指定難病等が入っていない」は83.5%と非常に多い状況となっており、福祉避難所の設置と共に、運用マニュアルに難病患者等をきちんと位置付け、避難するしくみを構築するよう、各自治体を指導してください。